

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2022

課題番号：15K03188

研究課題名（和文）農業協同組合法の改正論点についての研究：規制改革会議で提起された論点を中心に

研究課題名（英文）Study on Issues Regarding the Revision of the Agricultural Cooperative Act: Focusing on Issues Raised at the Council for Regulatory Reform

研究代表者

多木 誠一郎 (TAKI, Seiichiro)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：50324364

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：規制改革関連会議や学界・実業界で近時提起されている論点のうち本研究課題ではとりわけ、(1)農業協同組合中央会の廃止とそれに伴う中央会監査の廃止、(2)法形態の変更（例えば組合から株式会社への変更）後の制度設計、(3)2015年農業協同組合法改正の陰の主役と目される組合員制度、(4)組合のガバナンスのあり方、(5)地域社会との関わりといった論点を取り上げた。

農業協同組合法制定後70年以上が経過し、同法、同法を背後から支える理念、同法の規律対象である現実、以上三者の間に齟齬があることを、上記論点の考察を通じて具体的に明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

農業協同組合については、協同組合ではなく農業の側面に偏って議論されてきた。このような状況の中で、株式会社をはじめとする経済組織の一つとして農業協同組合を位置付けたうえで、企業法研究の一環として農業協同組合法について考察した点に意義がある。

本研究で取り上げた論点のうち法的に解決されていないものは、規制改革関連会議でも現在に至るまで継続して議論されている。このような事情もあり実業界の関心も頗る高い。本研究の成果は、机上に止まることなく実業界で議論をする際に一石を投じるとともに、現代的な協同組合に理論的支柱を提供できる。

研究成果の概要（英文）：Among the recent issues raised in the Council for Regulatory Reform, the academic world and the business world, this study mainly addressed the following issues: (1) the abolition of the Central Union of Agricultural Cooperatives and its accompanying abolition of the audit by the Union, (2) the system designs after changes of legal forms (e.g. a change of the legal form from a cooperative to a stock company), (3) the membership system, which can be said to be a main issue behind the revision of the Agricultural Cooperative Act in 2015, (4) the ideal method of cooperative governance, and (5) the involvement with a community.

The following points were clarified specifically through consideration of the above issues: as more than 70 years have passed since the enactment of the Act, there is a discrepancy between the Act, the ideology that should support the Act from behind, and the reality that should be subject to the Act.

研究分野：企業法（非営利法人法、非営利組織法、協同組合法、商法、会社法）、韓国法

キーワード：協同組合 協同組合法 非営利組織 非営利組織法 非営利法人 非営利法人法 社会的経済 社会的連帯経済

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の背景

2014年5月規制改革会議が出した「農業改革に関する意見」の中で、農業協同組合法改正が提言された。この提言の内容は政治的思惑が絡んだ修正を経て、日本再生戦略として同年6月閣議決定された。同戦略によると、今後5年間を農協改革集中期間と位置付けて農協系統に自己改革を促すという。規制改革関連会議による同法改正要求は、いわゆる小泉改革の時代から連続的になされており、上記5年間という集中改革期間が経過しても継続的になされるものと予想される。

本研究は、規制改革会議が提起した論点を中心にして、農業協同組合法の改正論点について考察する実践的研究である。

(2) 研究の動機

本研究で取り上げる論点は、規制改革会議が提起する以前から実際界では論点となっていた。このような状況の中で研究代表者は、本研究で取り上げる論点及びそれに関連する論点について考察してきた。しかし研究後10年以上経過しているものもあり、加えて企業法の中心である会社法の新設という事情も手伝い、今回同会議が提起したのを機に上記論点について本格的に考察する必要性を感じている。またこの間2013年農業協同組合法の教科書を執筆したが、その際に上記論点の一部については十分に掘り下げた記述ができなかったため、考察の必要性を感じてきた。

2. 研究の目的

規制改革会議が提起した論点の一部は以前から実際界では論点となってきたものの、法的側面から十分な検討が行われてこなかった。このような状況の中で早くも2015年通常国会では、同論点の一部にかかる法改正がなされる予定である。本研究ではこのような実際界の動きを視野に入れながら、上記論点及びその延長線上に位置する論点について、企業法研究の一環として考察する。本研究の成果を実際界に還元して農業協同組合法改正議論に一石を投じるとともに、現代的な協同組合に理論的支柱を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 主として文献に基づいた研究である。協同組合法にかかる文献のみならず、現在では協同組合法がそれに少なからず依拠している会社法にかかる文献に基づく研究を通じて、本研究で取り上げる論点について考察した。

(2) 協同組合実務者の集まりに参加する機会を捉えて、規制改革会議が提起した論点を中心にして、法改正の必要性について直接話を聞き、その結果を論文に反映させた。

4. 研究成果

(1) 農業協同組合中央会(中央会)は法制度上のものとしては廃止されるものの、都道府県中央会は農業協同組合連合会として、全国中央会は一般社団法人に、それぞれ移行(組織変更)する。中央会の廃止とそれに伴う中央会監査の廃止については、いわゆる農協改革の1丁目1番地としてメディア報道がセンセーショナルに取り上げた。

中央会は法制度上のものとしては消滅するが、組織変更後の組織が現行法におけるのと実質的に同じ事業を行うことも、中央会監査を除いては法的には不可能ではないともいえる。しかしながら法的に不可能ではないことと、実際に行えるのか、あるいは行うのかは別問題であることを明らかにした。

メディア報道では全く触れられなかったが、組織変更後の組織には指導権限の裏返しである指導義務もなくなる。中央会監査に即して言うと、新設される農協系監査法人は、監査を引き受けるに際してチェリー・ピッキングをしても法的には許されることになる。その結果生じる問題を明らかにした。

(2) 2015年農業協同組合法改正により、組織再編をする際に利用できる方法として、組合から他の法形態への変更及び新設分割が新たに加わった。例えば第一段階で、総合農協を新設分割組合として、信用・共済事業以外の事業に関して有する権利義務の全部を新設分割設立組合に承継させる。第二段階として、新設分割設立組合を株式会社に組織変更する。第三段階として、新設分割組合の信用事業を信用農業協同組合連合会(信連)又は農林中央金庫(農林中金)に事業譲渡する。組織再編規定の新設については、再編を強制するものではないものの、いわゆる総合農協の解体に道筋をつけるための規定であるという趣旨の懸念も出されている。

今回の法改正後の法的状況では、上記組織再編を行うインセンティブは組合にはほとんどないと推測する。しかし今後同法の改正により、仮に准組合員の事業利用に係る規制が導入される

と、同利用の比率が高い組合は上記組織再編をせざるをえなくなることを明らかにした。

(3)戦後直後に通用した理念に基づいて農業協同組合法は制定されており、制度疲労が生じていることは否めない。してみれば規制改革会議による提言に関わりなく相応の法改正は必要であるというのが私見である。2015年農業協同組合法改正の陰の主役である准組合員問題は制度疲労の代表例であるといえる。

上記理念によると、中核的な組合員は農業者である正組合員であり、非農業者である准組合員はあくまでも例外的存在と位置付けられる。そうすると准組合員数が正組合員数よりも多いという現状では、理念と実際との間に乖離があるといえる。望ましいのは、法律全体を背後から支える理念によって具体的な法規定が定められ、その内容が実際(現実)に適合している、つまり理念、法律そして実際が一致している状態である。

上記の通り法改正を視野に入れるというのであれば、理念あるいは実際のいずれを基準にして、三者を一致させるのか。規制改革会議が提言したように、准組合員による組合事業利用に関する制限を導入するというのであれば、戦後直後に通用した理念を厳格に維持することの現代的意味を明らかにしなければならない。これに対して農協系統が主張するように同制限を導入しないというのであれば、同理念に代わる新たな理念を模索する必要がある。

(4)農業協同組合法制定当時と異なり現在では大規模農業者から零細農業者まで、正組合員の規模は区々である。にもかかわらず組合員に対する奉仕目的やその根底にある平等・公正・連帯をはじめとする協同組合の価値を拠り所として、伝統的には規模にかかわらず組合員は形式的に等しく取り扱われてきた。

私見では、そもそも奉仕目的や協同組合の価値が法的にどのような意味を持つのかについて、わが国では詳しく論じられたことはない。そこでドイツで近時主張されている見解を参考にして上記意味について考察した。考察の結果協同組合において、伝統的な意味での上記協同組合の価値(それゆえ同価値に基礎を置く伝統的な意味での奉仕目的)は協同組合が必ず備えていなければならない要素とはいえないという結論に達した。このような考え方に基づくと、組合員の最も重要な自益権であり、新たに捉え直した奉仕目的に合致した組合事業利用権をより柔軟に設計することも可能になり、組合員の規模(例えば協同組合との取引の状況)に応じた取扱いも協同組合の価値に適合する形で可能になる。

(5)協同組合と「地域」の関係についてみると、協同組合は本来地域社会において成立するものであるからか、とりわけここ数年実際界では協同組合による地域貢献に積極的姿勢を取っている。これに対して学术界も考察の対象とし、地域社会への貢献を協同組合の特質と結び付けて論じているものも多い。国際協同組合同盟の採択した協同組合原則第7原則にも謳われているからであろう。しかし同貢献は、ドイツ協同組合法に関する議論から示唆を得て、少なくとも協同組合の基本的特質との関係は希薄であるという結論に至った。

(6)組合のガバナンスの一翼を担う経営管理委員会制度の導入から現在までの史の変遷を辿ったうえで、経営管理委員設置組合における総会・理事会・監事・経営管理委員会間の権限分配の特徴と問題点を明らかにした。考察に際しては、経営管理委員会と同じくモニタリング・モデルの考え方によって設計された制度である指名委員会等設置会社及び伝統的理事会設置組合の状況を、必要に応じて比較の視座に置いた。

ドイツにおける制度を参考にして経営管理委員会制度が導入されたとこれまで説明されてきた。しかしドイツでは監事は存在しない。経営管理委員会制度は、少なくとも単層式制度(米国)でも、二層式制度(ドイツ)でもないわが国特有の制度であると位置付けることができる。

経営管理委員会と監事が併存するため、わが国では両者の間の権限分配が不明確になるといえる問題が生じることを考察の結果明らかにした。とはいっても併存するという現行法を前提にして、理事の業務執行の監督・監査を両者がどのようにして効果的に分担するのか、そのあり方を模索していく必要がある。例えば経営管理委員会には妥当性の観点のうち合目的性の観点からの監督が期待できる。監事は違法性の観点からの監査を主たる職務とするが、併存するという点を考慮すると、妥当性の観点のうち経営管理委員会に期待できない効率性の観点から少なくとも意見を述べることで監事に期待されるという結論に達した。

(7)上記(2)の通り組合から株式会社に法形態を変更するインセンティブは、組合にはほとんどないと推測する。しかし将来的には規制改革会議が提言したように、組合の一部について同変更を強制する法改正がなされる可能性もある。強制か否かは関係なく、法形態を変更した場合に当該株式会社を実質的(経済的)意義における協同組合として設計することを試みた。このような試みはわが国の学术界・実際界双方で細々となされてきたが、本研究が既存の試みと異なるのは、

実際の設計においては制約を設けるもの、いわば協同組合的株式会社においても株主たる地位の譲渡性そのものを認めることを出発点としている点である。このような協同組合には理論上、経済効率の点で種々の利点があることが報告されていることを考慮したためである。経済学分野の研究者と共同で考察し、実質的意義における協同組合として設計することの可能性と限界を明らかにした。

(8)2015 年農業協同組合法改正に倣って水産業協同組合法についても同趣旨の改正が 2018 年末なされた。研究開始当初は同法の改正は予定されていなかったため、本研究の対象としていなかったが、同法の改正も考察範囲に含めることで研究に厚みを増すことができた。同趣旨の改正ではあるが、詳細に見ると例えば 本来的な組合員以外の者による組合事業の利用、 組合員への奉仕という協同組合の目的を超える組合の役割、 2 次組織の機能、 組織再編規定について両者は異なることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 2019・2020・2021年度
2. 論文標題 2018年水産業協同組合法改正とその周辺	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 共済理論研究	6. 最初と最後の頁 23 - 45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 76巻9号
2. 論文標題 経営管理委員会の特徴と問題点について 第1回	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 農業協同組合経営実務	6. 最初と最後の頁 16 - 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 76巻10号
2. 論文標題 経営管理委員会の特徴と問題点について 第2回	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 農業協同組合経営実務	6. 最初と最後の頁 18 - 24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 76巻12号
2. 論文標題 経営管理委員会の特徴と問題点について 第3回	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 農業協同組合経営実務	6. 最初と最後の頁 14 - 19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎 = 三上和彦	4. 巻 63巻8号
2. 論文標題 会社法による協同組合の設計について 協同組合における組合員たる地位の譲渡性に着目して(上)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 共済と保険	6. 最初と最後の頁 16 - 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎 = 三上和彦	4. 巻 63巻9号
2. 論文標題 会社法による協同組合の設計について 協同組合における組合員たる地位の譲渡性に着目して(下)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 共済と保険	6. 最初と最後の頁 10 - 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 1
2. 論文標題 経営管理委員会制度についての諸報告を踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 経営管理委員会制度をどのように考えるか 問題点と対応の方向	6. 最初と最後の頁 53 - 58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 26号
2. 論文標題 協同組合間連携の新段階における協同組合法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 くらしと協同	6. 最初と最後の頁 41 - 47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 112号
2. 論文標題 新たな協同組合と協同組合法：第二九回JA北海道大会の議案書を閲覧して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域と農業	6. 最初と最後の頁 5 - 12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 平成27・28年度
2. 論文標題 平成27年農業協同組合法改正とその先	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 共済理論研究	6. 最初と最後の頁 35 - 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 656号
2. 論文標題 平成27年農業協同組合法改正について 「表裏の主役」を中心にして	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 協同組合研究誌にじ	6. 最初と最後の頁 59 - 71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 82巻8号
2. 論文標題 組合監事の責任について 株式会社監査役にかかる近時の裁判例を参考にして	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 農業と経済	6. 最初と最後の頁 116 - 124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 58巻7号
2. 論文標題 農業協同組合法改正からの贈り物	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 共済と保険	6. 最初と最後の頁 2 - 3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 51号
2. 論文標題 農協制度改革の検証と今後の課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 農業法研究	6. 最初と最後の頁 42 - 57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 66巻17号
2. 論文標題 「中央会監査の廃止」と「会計監査人監査の導入」による影響	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 金融財政事情	6. 最初と最後の頁 50 - 53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 650号
2. 論文標題 農協法改正案を検証する：農業協同組合中央会に係る事項について	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 協同組合経営研究誌にじ	6. 最初と最後の頁 108 - 123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 70巻10号
2. 論文標題 農業協同組合法改正の論点と疑問点：組合の事業運営原則の明確化について	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 農業協同組合経営実務	6. 最初と最後の頁 85 - 95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 多木誠一郎	4. 巻 62巻12号
2. 論文標題 農協法改正の影響と対応：監査方法変更による費用増など農協にもじわじわダメージが	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 ニューカントリー	6. 最初と最後の頁 74 - 76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 多木誠一郎 = 三上和彦
2. 発表標題 会社法による協同組合の設計について
3. 学会等名 第7回協同組合法制度研究会（日本協同組合連携機構）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 水産業協同組合法の現在地 法改正を受けて
3. 学会等名 共済理論研究会（日本共済協会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 経営管理委員会の特徴と問題点について
3. 学会等名 協同組合法制度のあり方研究会報告会（日本協同組合連携機構）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 経営管理委員会制度についての諸報告を踏まえて
3. 学会等名 新世紀JA研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 平成27年農業協同組合法改正と残された課題について
3. 学会等名 協同組合法制度研究会（生協総合研究所）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 農村社会の変化に対応した農業協同組合制度の改革と残された課題
3. 学会等名 日本学術振興会・中国社会科学院共同国際シンポジウム「農村発展転換期における農業協同組合 日中の比較と検討」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 平成27年農業協同組合法改正とその先
3. 学会等名 共済理論研究会（日本共済協会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 日本における農村協同組合法の変遷と課題・発展方向
3. 学会等名 東アジア農協の発展経過と新たな経験に関する国際フォーラム（中国社会科学院）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 多木誠一郎
2. 発表標題 農協制度改革の検証と今後の課題
3. 学会等名 日本農業法学会
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 尹龍澤・青木清・大内憲昭・岡克彦・國分典子・中川敏宏・三村光弘編著 / 多木誠一郎ほか著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 コリアの法と社会	

1. 著者名 道野真弘編著（多木誠一郎ほか著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 203
3. 書名 商法入門／総則／商行為（ネオ・ベーシック商法 1 ）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------